



Title	豊中市総合計画にみる文化芸術に関する記述の変遷
Author(s)	肥後, 楽
Citation	阪大音楽学報. 2021, 18, p. 89-115
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/98485">https://doi.org/10.18910/98485</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 豊中市総合計画にみる 文化芸術に関する記述の変遷

## 肥 後 楽

### はじめに

「音楽のまち」と聞いて、私たちはどのような都市を思い浮かべるだろうか。

日本には現在、まちづくりの一環として「音楽のまち」を名乗り、地域の資源を活用しながら、音楽を通じたまちづくりに取り組む多数の地方自治体がある。青木（2017）によると、日本の1731の地方自治体のうち、2017年時点で71市町村が「音楽のまち」を名乗っていた。<sup>1</sup>

それぞれの地方自治体が自らを「音楽のまち」であるとしている理由も様々で、音楽に関する記念館、演奏用のホール等の施設があること、著名な音楽家の出身地であること、音楽に関連する事業が実施されていることなど多岐にわたる。

実際のところ、「音楽のまち」になるための明確な条件や、手続き等は存在しない。青木（2017）の調査では、行政自身が何らかの形で公式に音楽を媒体としたまちづくりを掲げていることを「音楽のまち」の条件とし、この名称を明示的に名乗る地方自治体を抽出しているが、市民団体等による宣言や、新聞などの記事における表記、「演歌のまち」など音楽のジャンルを限定した類似表現等を含めれば「音楽のまち」の数は更に増加するだろう。

本論は、日本における「音楽のまち」がどのような経緯で誕生し、「音楽のまち」を名乗ることによりどのような変化が生じているのか、また期待されているのかを解き明かすためのひとつの試みとして、大阪府豊中市の文化芸術に関する施策の推移を取り上げる。

「音楽のまち」の成立過程について言及した先行文献としては、上述の青木（2017）のほか、高木（2017）等が挙げられる。

青木（2017）は川崎市の歴史と「音楽のまち」を掲げるに至るまでの文化行政の沿革について整理した上で、川崎市で実施されている「音楽のまち」づくりの現状について検討し、その評価と課題を明らかにした。

高木（2017）は、アジアで初めてユネスコ創造都市ネットワーク（音楽分野）に加盟した

---

<sup>1</sup> 「音楽の都」など類似表現を含む。

浜松市を取り上げ、「楽器のまちから音楽のまちへ」というフレーズに象徴されるように、浜松市において楽器製造業を含む工業都市として発展してきた市の歴史と文化政策がどのように結びつけられ、文化を基軸とした分野横断的な施策が実施されるに至ったかについて検討している。

これら先行文献において取り上げられた浜松市、川崎市はいずれも政令指定都市であり、中核市規模の地方自治体において「音楽のまち」がどのように形成されるのかという点についての調査は不十分な状況にあると言える。

また、豊中市は1990年代以降、文化芸術振興ビジョンや文化芸術振興基本方針等の制定を通じて、早くから文化芸術振興に積極的に取り組んできた。<sup>2</sup>近年では、市の特色の1つとして「音楽あふれるまち豊中」を掲げ、音楽を通じたまちづくりに力を注いでいる。<sup>3</sup>音楽を中心とした文化芸術に関する多様な活動は「市民参加のもと、文化芸術の力により地域の活性化に取り組み、特に顕著な成果をあげた<sup>4</sup>」として評価され、2016年に大阪府内で初となる文化庁長官表彰「文化芸術創造都市部門」を受賞した。

上記のように、豊中市は文化行政に関して早期から積極的な取り組みを実践してきた地方自治体であり、近年では音楽を通じた取り組みについて高い評価を受けている。しかし、豊中市がいつ頃から、どのようにして「音楽のまち」になったのかという点に関しては未だ整理がなされていない。

以上のような理由から、本論では「音楽のまち」の一例として豊中市を取り上げ、市の総合計画の中で文化に関する記述がどのように変化してきたのか、それに伴い文化芸術に関する条例・施策がどのように策定されてきたのか整理する。また、2012年度分から始まった行政評価を元に、豊中市自身が音楽に関する施策についてどのように評価しているのか考察する。

## 第1章 豊中市総合計画における文化に関する記述の推移

### 第1節：豊中市の歴史<sup>5</sup>

豊中市は、大阪府の北部に位置する中核市で、2021年3月現在の人口は約40万人、面積はおよそ36km<sup>2</sup>である。

明治維新後の1899年4月、摂津国豊島郡の5つの村を合併して豊中村が置かれ、「豊中」

2 文化庁が2007年に発表した「地方における文化行政の状況について（平成17年度）」によると、豊中市が文化芸術振興条例を制定した2006年時点では、文化芸術に関する独自の条例を定めているのは42市區町だった。

3 例えば、市内に大阪音楽大学、日本センチュリー交響楽団という2つの音楽家集団の本拠地があり、種々の活動を行っている。また、毎年秋には「とよなか音楽月間」と名付けた、様々な音楽イベントが開催される期間がある。

4 文化庁ウェブサイト「文化庁長官表彰」

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/chiho/creative\\_city/chokan\\_hyosho.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/chiho/creative_city/chokan_hyosho.html)

5 豊中市ウェブサイト「豊中の歴史とあゆみ（市の歴史）」を参照

という地名が生まれた。1910年に箕面有馬電気軌道（現在の阪急宝塚線）が開通すると、駅を中心に市街地が形成され、沿線に沿って鉄道会社により住宅地の開発が進められることなどにより、大阪の衛星都市として急速に発展した。1936年10月に、豊中町・麻田村・桜井谷村・熊野田村が合併し、豊中市となった。その後2度の合併を経て、1955年に現在の市域となった。

終戦後には、日本最初の大規模ニュータウンである千里ニュータウンの開発、1970年の日本万国博覧会の開催にともなう北大阪急行電鉄の整備、名神高速道路・阪神高速道路の開通等により、市街化がさらに進行した。2001年には特例市に移行し、さらに2012年には中核市となっている。

以上のように豊中市は、戦前から現在まで一貫して大阪近郊の郊外住宅地として発展し、住み良い環境の整った住宅都市として「緑豊か」「住みやすい」などのイメージが定着した都市であると言うことができる。

## 第2節：総合計画

総合計画は、一般に地方自治体の最上位に位置づけられる計画である。その形式に明確な定義やルールはないが、基本構想—基本計画—実施計画の三層構造が一般的である。

このような形式の総合計画が作られるようになったきっかけは、1960年代にさかのぼる。1966年、自治省（当時）からの研究委託を受け、市町村計画策定方法研究会は市町村計画策定方法研究会報告を取りまとめた。この報告の中で、総合計画について基本構想—基本計画—実施計画という三層構造が提唱された。

研究会の報告を受け1969年9月13日に発表された地方自治法改正では、第2条第4項に「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」という文言が追記され、全ての市町村に基本構想の策定が義務付けられた。

2011年の地方自治法改正では、市町村への基本構想策定義務づけが撤廃されたため、現在では基本構想を含めた総合計画を作るか否かは各地方自治体に委ねられている。しかしながら、総合計画は地方自治体の行政について一括して取りまとめた計画であり、今なお地方自治体の運営方針の最上位に位置づけられ、各分野の行政について方向性を定めるのに大きな影響力を有していると考えられる。

豊中市においても、総合計画を「市政運営の根幹となる「まちの将来像」を明らかにし、これを達成するための施策を総合的、体系的に示すもの<sup>6</sup>」とし、2007年に策定した豊中市自治基本条例の第14条では、総合計画について下記のように定めている。

---

6 豊中市「自治基本条例」<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/jichi/index.html>

市は、事務を処理するに当たっては、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、基本構想、基本計画及び実施計画を内容とする総合計画を定め、これに即して行うようにしなければならない。

2 市は、特定の施策に係る計画を定めようとするときは、前項の総合計画に適合するようにしなければならない。<sup>7</sup>

本論においても、まずは豊中市総合計画の中に現れる文化という言葉に注目し、時代ごとにどのように記述されてきたのか整理することによって、豊中市において文化芸術の扱われ方がどのように変化してきたのか考察したい。

### 第3節：豊中市の総合計画の歴史

豊中市では、1969年に初めての総合計画が発表されてから現在まで、5回の総合計画改正が行われている。本節では、それぞれの総合計画において、文化、そして音楽に関してどのように記述されてきたのか整理する。

#### ○豊中市総合計画（1969年）

1969年に、豊中市に初めての総合計画が策定された。序章+基本計画（全8章）で構成されており、文化に関する記述が現れるのは第7章である。

第7章は「教育文化の振興」と題して「第1節 学校教育、第2節 社会教育、第3節 文化施設」という3節が設けられている。文化に関する記述は第3節の「文化水準の向上をはかるため、必要な施設の整備をはかる（豊中市 1969, 161）」、第2節「社会教育」で郷土館について述べた「豊中市に伝わる文化財の保存のため文化財の指定を行ない、文化財の散逸を防止し、市民の郷土愛を高めるため郷土館の設置に努める（豊中市 1969, 158）」に限られていた。

以上のことから、1969年の段階では文化に関してまず施設の整備が必要とされていたこと、文化施設としては市民会館、森林会館、動植物園が想定されていたことがわかる。また、第7章のタイトルを「教育文化の振興」としていることからも窺えるように、「文化」は教育と分かち難く結びついており、文化振興の管轄は教育行政にあった。当時の「文化」が振興の対象として捉えているのは文化芸術というよりもむしろ今日では社会教育の範疇とされる分野であり、また具体的な施策内容は施設の充実が志された。

---

7 豊中市自治基本条例 第14条

### ○総合計画（1979年）

1979年に発表された総合計画は、序+基本構想（全5章）+基本計画（全6章）という構成で、計画の対象期間を1979年からおおむね1985年としている。

文化に関する記述は、まず基本構想の第4章「めざすべきまちの姿」に現れる。この章は、豊中市が将来的にどのようなまちを目指すのかについて述べる「第1節 まちづくりの方向と目標」、第1節をより具体的に記述した15個の目標からなる「第2節 まちづくりの将来像」で構成されている。

第1節では、豊中市のまちづくりの目標の中で、「市民の間に、自分たちの住んでいる豊中市への愛着を育て、地域に根ざした多様で幅広い豊中の文化をはぐくんでいく（豊中市1979, 44。）」という記述がある。また、「第2節 まちづくりの将来像」の12個目として、「子供たちが豊中を郷土と呼べるように、文化を育て潤いのあるまちにしていく（豊中市1979, 48。）」という目標が掲げられている。その具体的な内容として、ここでは以下のように文化について述べられている。

郷土豊中への愛着が子供たちをはじめ市民の間に広く育っていくようなまちづくりを進める。既にある文化を中心に多様で幅広い豊中文化を育て、市民の暮らしに潤いを持たせていく。都市景観にも十分配慮していく（豊中市1979, 48。）。

これらの記述から、文化は豊中市民が豊中市に愛着を持つために必要なものであり、これから豊中独自の文化を育てていかねばならないという認識があることが見えてくる。しかしながら、基本構想には豊中市にどのような歴史的・文化的資源があるのかということや、どのような特徴が「豊中文化」と言えるのかについての具体的な記述はない。

基本計画の中では、文化に関する記述は第5章「教育を充実させ郷土の文化をはぐくむために」に現れる。

1969年の総合計画においては、同じ文化を扱った第4章は「学校教育／社会教育／文化施設」という3節に分かれていたのに対し、1979年の総合計画では1・2節に変更はなく、第3節のみ項目名が「文化施設」から「豊中文化の振興」という言葉に変更されている。10年を経て、文化施設の整備から文化の振興に視点が広がったことが読み取れる。ただし、ここでも基本構想と同様、「豊中文化」とは具体的に何を指すのかということについての言及はない。

以上のように、1979年の総合計画においては、文化に関する記述は文化施設の充実から「豊中の文化を育てる」という言葉が新たに加わった。しかしながら、豊中の文化を育むための豊中独自の資源は何かということや、どのような方法で文化の振興を行うのかという点については総合計画内に記述が見られなかった。

○新豊中市総合計画（1986年）

1986年に発表された新豊中市総合計画は、序章+基本構想（4章）+基本計画（7章）という構成で、計画期間を1986年から2000年、まちの将来像を「緑豊かな生活文化創造都市、豊中一うるおいのある快適な都市づくりを目指して—」とした。

基本構想では、第4章「まちづくりの構想」第1節「施策の大綱」の中に、「新しい生活文化創造活動の展開」という言葉が掲げられている。具体的には、「(1)豊中文化の創造」として、下記のように述べられている。

大阪都市圏の文化的圏域の中で、相対的にまとまりのよい市域の形成と市民意識や地域愛の高揚をはかるため、伝統的に培われてきた地域文化を大切にしながら、新しい豊中文化の創造活動を積極的に推進する。

このため、市民の地域的、全市的文化活動の促進をはかるとともに、その活動の場を整備・充実していくものとする（豊中市1986, 40）。

具体的な施策としては「①全市的文化活動の充実化・個性化②文化活動拠点の整備③地域レベルの文化的諸活動の育成・強化④国際交流の推進」が挙げられている。文化活動拠点は従来のような公民館、体育館、図書館等の他、（仮称）文化創造センターの設立について記載がある。また、建物の整備にとどまらず、市民による文化活動を充実させることも目標として掲げられるようになっている。

第2節「主要プロジェクトの展開」では、基本構想の実現化に向けた豊中市のまちづくりの根幹をなす4つの主要プロジェクトのうちの1つとして、「豊中文化創造プロジェクト<sup>8</sup>」が掲げられ、具体的な施策として「市民の文化活動の拠点となる（仮称）文化創造センターの整備」、「全市的文化イベントの開催等を積極的に推進する」の2点が挙げられている。また、このプロジェクトの具体的な推進のために、後述する豊中市文化振興ビジョンが策定された。

---

<sup>8</sup> 新豊中市総合計画 p. 46。「大阪都市圏の中で相対的にまとまりのよい市域の形成をはかるため、個性的な豊中文化の創造に努める。」

## 豊中市総合計画にみる文化芸術に関する記述の変遷

基本計画は、第2章第1節を「豊中文化の創造」として、豊中文化の創造における課題と基本方向を説明している（図1）。

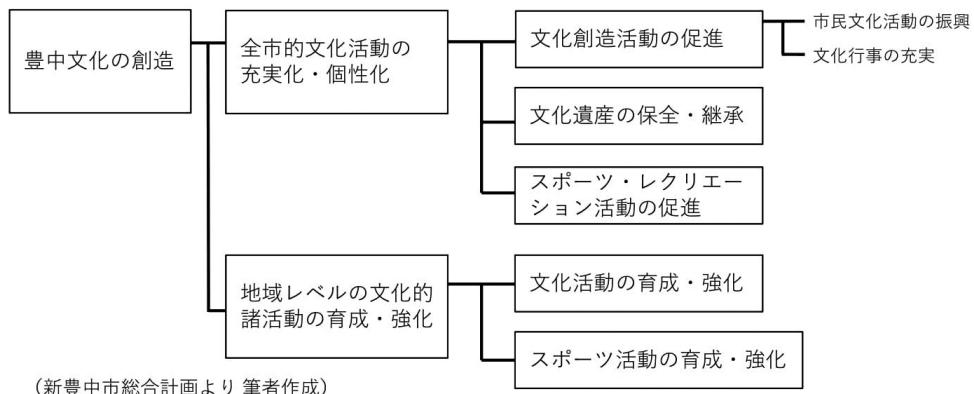


図1 新豊中市総合計画 基本計画  
第2章 第1節「豊中文化の創造」施策体系

文化創造活動の促進のための施策として市民文化活動（市民文化団体・サークルの活動）への支援、文化行事の充実を挙げる。文化行事の具体例としては豊中まつり、市民会館やアクトアホールで実施される文化、芸術、芸能等にかかる諸行事が挙げられている。

また、文化遺産の保全・継承については、史跡や埋蔵文化財、民俗資料等の調査を引き続き行うこととし、豊中市内の文化財をまとめた表と文化財のある場所を記した地図を掲載している（豊中市 1986, 62-63）。

文化施設の整備に関しては、「（仮称）文化創造センター」について重点的に述べられる。最終的には2017年1月に開館することになる豊中文化芸術センターについて、この時点では、「豊中文化を継承し、新たな文化を創造するため、文化振興のシンボルとなる（豊中市 1986, 64）」とされ、豊中市の文化施設群の中核的な施設として位置づけられること、造形芸術、歴史資料、出版文化情報、市民文化教養部門等を統合した、国際的な利用も可能な高水準の文化創造拠点とすることなど、高い期待が窺える。

以上のように、1986年-2000年を計画期間とした新豊中市総合計画では、まちづくりの主要4プロジェクトのうちの1つとして「豊中文化創造プロジェクト」が掲げられ、文化振興がまちづくりの一環として捉えられるようになった。

また、従来の施設に関する記述に加えて、文化活動を行う市民への支援、文化行事の充実など、人や事業に焦点を当てた施策や、豊中市内の文化遺産の保全・継承に関する施策など、文化振興のための施策内容が多様化した。

一方で、「豊中独自の文化とは何か」という問い合わせに対する具体的な答えについて、総合計画の中では詳述されていない。(仮称)文化創造センター構想、市民団体の文化活動への支援、文化行事の充実、文化財の整理等を通じて豊中独自の文化が育まれるための基盤が整備されていたのが、新豊中市総合計画の期間中だったと言えるのではないだろうか。

#### ○第3次豊中市総合計画（2001年）

第3次豊中市総合計画は、2001年～2020年を計画期間として策定された。<sup>9</sup> 基本理念を「人と地域を世界と未来につなぐまちづくり」とし、2020年の実現を目指す「豊中の将来像」として4つのまちの姿を挙げている。その筆頭にあるのが、「人と文化を育む創造性あふれるまち」であり、具体的には以下のように述べられている。

すべての市民の人権が尊重され、個性や創造性を發揮していきいきと暮らすことができるよう、憲法の理念である平和主義、民主主義、基本的人権の尊重をすべての行政施策の基調として、人権に根ざした文化に満ちたまちの実現をめざします。また、共に生き、共に学ぶ、開かれた社会を築いていくために、地域特性を活かした市民文化を創造し、その基盤となる生涯学習や教育の充実をめざします（豊中市2001, 155）。

基本計画は、2001年から2010年までを計画期間とした前期基本計画、2011年から2020年までを計画期間とした後期基本計画に分かれている。<sup>10</sup> 前期・後期それぞれの計画で文化芸術に関してどのような記述がなされたのか確認する。

---

9 2018年度4月から第4次総合計画が施行されたことに伴い、第3次総合計画は2018年3月末で廃止となった。  
10 第4次総合計画の施行に伴い、後期基本計画は2018年3月末に廃止した。

## 豊中市総合計画にみる文化芸術に関する記述の変遷

### ・前期基本計画（2001年度～2010年度）

前期基本計画は、先導的・重点的に取り組むべき「リーディングプラン」、基本構想に掲げた4つの将来像を実現するための「施策体系」、「施策を進める上での基本姿勢」で構成されている。

文化に関する記述は、施策体系の第1章「人と文化を育む創造性あふれるまちをめざして」に現れる。この章は、基本構想で示された将来像の実現のためにどのような施策を展開していくか具体的に示す内容となっている（図2）。

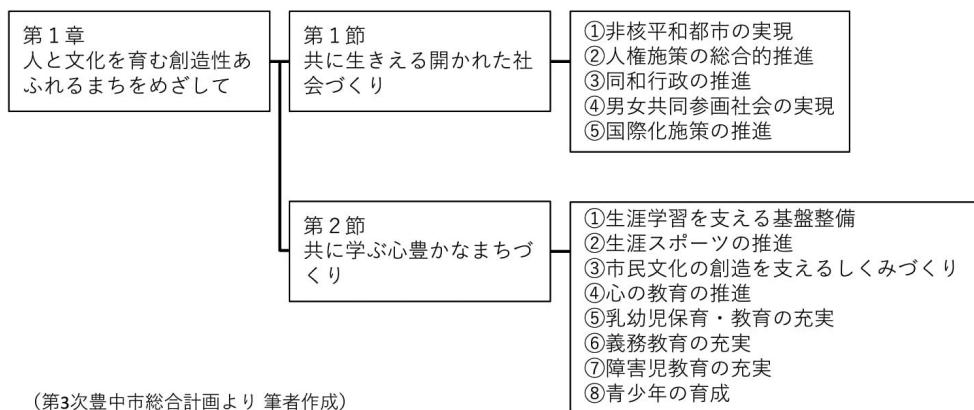


図2 第3次豊中市総合計画 前期基本計画 第1章の体系①

文化の創造については、第2節「共に学ぶ心豊かなまちづくり」の③「市民文化の創造を支えるしくみづくり」において述べられる。具体的な施策の項目は、「文化創造活動の場や機会の提供」、「文化交流の推進」、「文化遺産の保存と活用」、「推進体制の確立」の4つで、新豊中市総合計画まで連続して現れていた文化施設に関する記述が全くなくなり、新たに姉妹都市（サンマテオ市）、兄弟都市（沖縄市）との交流、行政文化の推進体制に関する項目が設けられている。

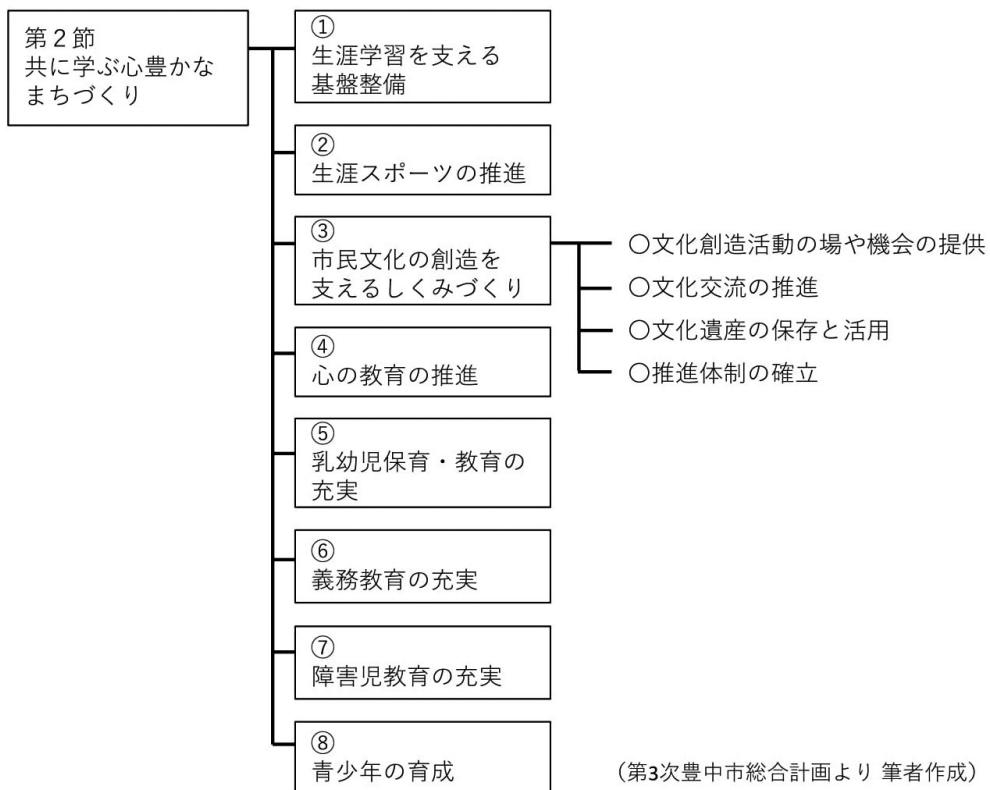


図3 第3次豊中市総合計画 前期基本計画 第1章の体系②

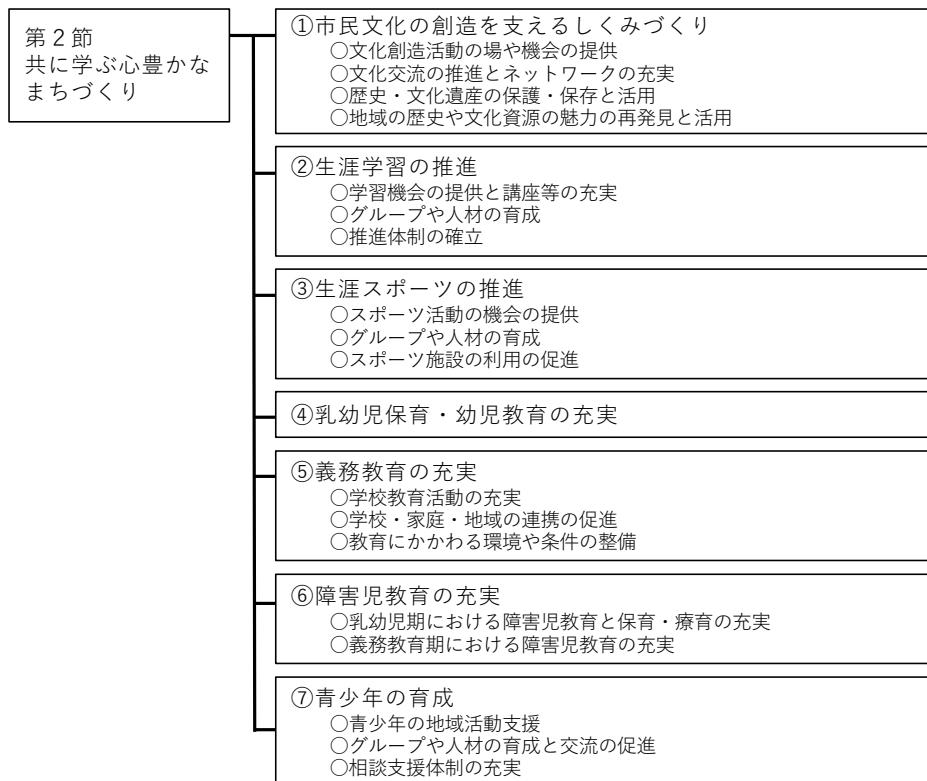
・後期基本計画（2011年度～2017年度）

後期基本計画の大きな変更点は、基本計画を構成する各施策に「めざすべきすがた<sup>11</sup>」が設定されたことである。これは後述する行政評価に紐づけて考えられる。2012年度から豊中市では行政評価が実施されるようになり、各施策の取り組みを通じて、どれだけ「めざすべきすがた」に近づけているのか、施策ごとの評価と進行管理が行われるようになった。

後期基本計画では、施策全体を通じて取り組む基本方針を「人口減少社会に対応した生活環境の整備と自律した都市づくり」と設定した。10ページでは続けて「全国的に人口減少が進行する中で、市民が住み続けたいと思える生活環境を整備するとともに、それを実現する自律的な都市としての基盤を整えていきます。」とも綴られており、豊中市の人口を維持しながら、住民にとっての総合的な魅力を保ち続けるという分野を超えた共通の目標があつたことが確認できる。

11 後期基本計画の計画年次である2020年度において、施策にもとづく取り組みを通じて実現をめざすまちの姿のこと。（豊中市第3次総合計画後期基本計画 p.13）

## 豊中市総合計画にみる文化芸術に関する記述の変遷



(第3次豊中市総合計画より 筆者作成)

図4 第3次豊中市総合計画 後期基本計画 第1章の体系

文化芸術に関する記述が現れる第1章第2節では、「現状と課題」「方向性」について以下のように述べる。

(現状と課題) 住宅都市として発展してきた豊中市で、市民が文化の担い手として活躍してきました。こうして育まれてきた文化を継承し、地域の文化資源を活用することにより、豊中の都市の魅力を高め、地域への愛着の醸成につなげていくことが大切です。さらに、文化や芸術の持つ可能性や広がりをさまざまな分野の施策に活かすことで、市民一人ひとりが尊重される心豊かな社会づくりをめざすことが必要です。(後略)

(方向性) 市民一人ひとりがその個性を活かし、創造性を育んでいくよう、市民文化の創造を支えるしくみづくりを進めるとともに、豊中の歴史や特徴を活かし、豊中の魅力を発信していきます。(後略) (豊中市 2001, 25)

これまでの総合計画にも見られたような、豊中市民の中に豊中への愛着を醸成するだけではなく、豊中の魅力を高め、地域の魅力を「発信する」という外への志向を持った政策が加わったことを示唆している。

具体的な施策項目の構成に関しては前期基本計画とほぼ変わらず、「文化創造活動の場や機会の提供」、「文化交流の推進とネットワークの充実」、「歴史・文化遺産の保護・保存と活用」となっている。前期の「推進体制の確立」に変わって新たに「地域の歴史や文化資源の魅力の再発見と活用」が追加された。

ここでも「市内外に豊中の魅力を伝えていきます」という文言が見られ、豊中の魅力を見つけること、そしてそれを広く市外に発信していくことへの意識が窺える。

また、「地域の歴史や文化資源の魅力の再発見と活用」という項目が「歴史・文化遺産の保護・保存と活用」という項目と別に立てられていることから、既存の文化財等に加えて新たな豊中市の魅力を生み出したいという強い意志があるのではないかと考えられる。1979年の総合計画に「豊中文化」という言葉が現れた時から、市は一貫して「豊中文化とは何なのか。どのように確立するのか」という問い合わせを模索していることがここでも確認できる。

以上のように第3次総合計画では、前期基本計画において文化施設に関する記述がなくなり、新たに市外の都市との交流、行政の推進体制に関する項目が加わった。また、後期基本計画においては「豊中市の魅力を伝える」という表現が複数回見られ、文化を通じて他の都市とのつながりを深めることや、豊中市の魅力を発信することなど、市外に向けた意識が強く打ち出されていることが印象的である。

また、計画期間中は文化芸術振興条例、文化芸術基本方針、文化芸術振興プランなど、文化芸術に関する条例等が相次いで発表され、豊中市の文化行政に関する体制の整備が一気に加速した時期でもあった。

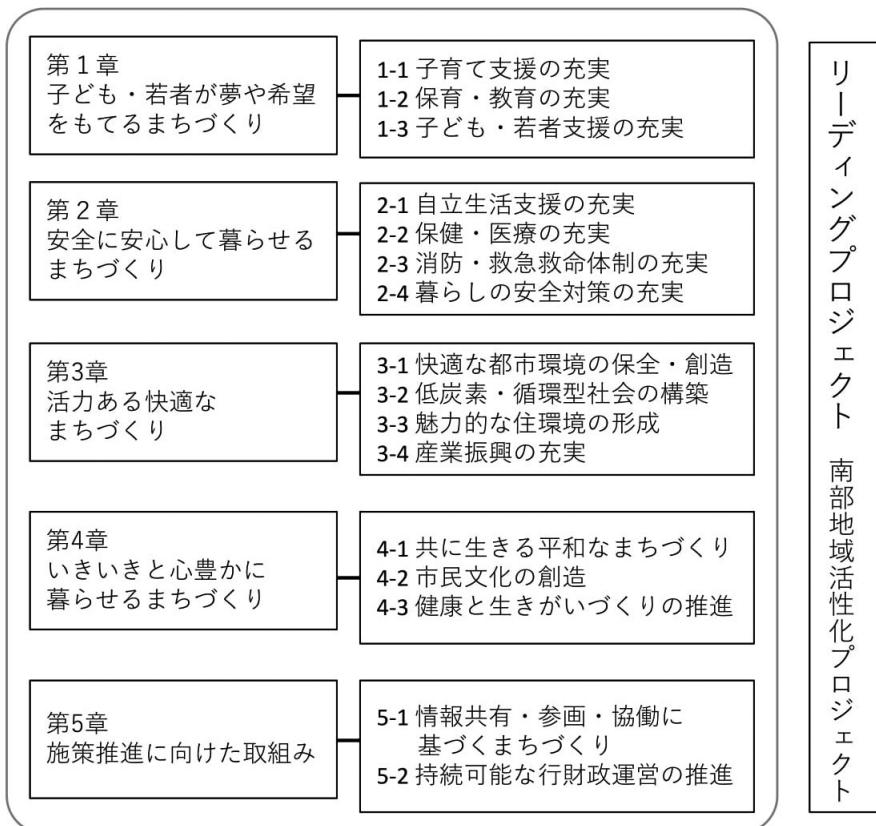
### ○第4次総合計画

第4次総合計画は、第3次総合計画の当初の計画期間（2001年～2020年）を繰り上げて2018年に始まった。この総合計画は、基本構想（計画期間10年）・基本計画（前期・後期5年ずつ）・実施計画（前期・後期5年ずつ）で構成されている。まちの将来像は「みらい創造都市とよなか～明日がもっと楽しみなまち～」としている。

基本構想では、豊中市の特性として「教育・文化に対する市民の高い関心」「良好な住環境」「優れた交通利便性」「活発・多様な市民活動」の4点を挙げている。まちの将来像に向けた施策体系は「子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり」「安全に安心して暮らせるまちづくり」「活力ある快適なまちづくり」「いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり」の4点にまとめられており、文化政策は「いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり」を達成するための施策と位置付けられている。

## 豊中市総合計画にみる文化芸術に関する記述の変遷

前期基本計画（期間 2018 年～2022 年度）は、基本構想の 4 つの施策を細分化し、17 施策にまとめている（図 4）。この計画では、各施策の現状と課題について、市民の意識として具体的な数値を示している点が前回までの総合計画と大きく異なっている。<sup>12</sup>



（第4次豊中市総合計画より 筆者作成）

図5 第4次豊中市総合計画 前期基本計画の構成

文化について扱うのは第4章「いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり」である。

文化芸術に関する施策は第2節「市民文化の創造」で、「文化芸術活動の場や機会を充実させ、歴史・文化遺産を大切に受け継ぎ、魅力あふれる市民文化の創造に取り組みます。」として、具体的な取り組みを以下の5点にまとめている。

12 例えば、4-2「市民文化の創造」の施策について、「文化的なまちであると感じている市民の割合」は2017年度時点では57.0%と示されている。

- ①文化・芸術にふれる機会や活動の場の提供
- ②文化芸術センターの活用
- ③“音楽あふれるまち豊中”の推進
- ④歴史・文化遺産の保護・保存と活用
- ⑤姉妹都市・兄弟都市との交流促進（豊中市 2018, 88-89）

ここで初めて、総合計画の中に“音楽あふれるまち豊中”という言葉が登場した。

#### 第4節 小括

約50年の歴史の中で、総合計画における文化に関する記述、施策の内容、現状や課題の認識は大きく変化してきたことがわかった。

1969年の総合計画において、文化に関する記述は文化施設の整備に限られていた。1979年の総合計画では、文化は豊中市民が豊中市に愛着を持つために必要なものであるとされ、「豊中文化」を振興することが明記されているが、具体的な施策や豊中独自の文化資源に関する記述は総合計画の中には見られなかった。1986年の新豊中市総合計画では、まちづくりの主要なプロジェクトのうちの1つとして「豊中市文化創造プロジェクト」が掲げられ、まちづくりの一環として文化に関するプロジェクトが打ち立てられた。また、計画期間中には豊中市文化芸術振興ビジョンが策定された。

18年間という長期の計画期間を持つ第3次豊中市総合計画では、文化に関する記述において、他の都市との交流や、魅力の市外への発信など、文化芸術を通じたつながりを外に向かって広げることにも意識が向けられた。また、計画期間中には豊中市文化芸術振興条例、豊中市文化芸術基本方針、豊中市文化芸術推進プランなど、文化に関する施策を具体的に進めるための様々な体制が整えられた。

現在計画期間中である第4次豊中市総合計画では、「音楽あふれるまち豊中」という言葉が初めて総合計画の中に登場し、市民文化の創造のための1施策として、また豊中を特色づける文化の1つとして音楽を通じたまちづくりが行われるようになった。

### 第2章 豊中市の文化芸術振興に関する条例制定の歴史

本章では、総合計画の変化に並行して、豊中市にどのような文化芸術に関する宣言、条例等が策定されてきたのか整理する。そして文化芸術に関する条例制定の一連の流れの中で「音楽のまち」という言葉がどのように、いつ頃から登場したのか考察する。

○豊中市文化振興ビジョン（1992年4月）

豊中市文化振興ビジョン（以下、ビジョン）は、新豊中市総合計画に示された「豊中文化創造プロジェクト」の実現と推進のために策定された。

これから豊中市文化行政の方向を総合的に明らかにしようとするもので、文化のまちづくりについての基本理念とともに、基本方向と施策展開を「市民文化」「都市文化」「行政の文化化」の3つを柱とする体系によって示している。

ビジョンの中では、豊中市の文化に関する状況について、従来のような社会教育分野での取り組み<sup>13</sup>には収まりきらない、市民の文化ニーズに答えるための新たな行政の枠組みを作る必要があると指摘している。

ここで思い出したいのは、ビジョンが成立する前の総合計画（1969年版、1979年版）における文化に関する記述である。1969年には「教育文化の振興」と題した章で「第1節 学校教育／第2節 社会教育／第3節 文化施設」という3節が設けられ、文化施設とは図書館や公民館を示していた。また、1979年に発表された基本計画の中では、文化に関する章は「教育を充実させ郷土の文化をはぐくむために」という題名で、教育と強く結びついていた。

ビジョンで説明されているように、1986年の総合計画以前に現れる文化とは、公民館・図書館・市民会館等の施設の整備、郷土への愛着を育むまちづくりと教育など、今日では社会教育に分類されるような内容がほぼ全てを占めていることが確認できる。

また、豊中市の文化行政をめぐる現状として、既に住みよいまちというイメージは確立され、各種文化施設の整備、都市景観の整備などの施策や活発な市民のグループ活動など文化都市としての基礎条件は整ってきているものの、時代の変化によって新たな課題が生まれていると述べる。<sup>14</sup> その課題の1つが、豊中市の都市アイデンティティ形成に対する市民の期待にどう答えるのかという問題で、以下のように述べられる。

市民は、豊中市について明確なイメージをもっているでしょうか。他市の住民からみても、大阪市に近い便利なまちという以外にはイメージがはっきりしていないようです。

これらは、市民とともに進める都市としてのアイデンティティ形成が不十分であつたことを反映しています。（豊中市 1992, 9）

「大阪に近い便利なまち」というイメージ以外に豊中市のイメージがないことに対して危機意識を持っていることが窺える。

13 文化ホールでの芸術鑑賞機会の提供、図書館、公民館を中心とした学習・文化活動の場の提供、文化財の保護が社会教育分野での取り組みの具体例として挙げられている。また、これらの取り組みの管轄は教育行政であったことも合わせて指摘されている。

14 文化芸術振興ビジョン p. 8

具体的に進める施策としては、これまでに総合計画で繰り返し記述されてきたような文化施設の整備や人材育成など、12の施策が記載されているが、都市のアイデンティティ形成に関する施策としては、「文化活動への創造への挑戦」「都市文化を創造する多様な交流の推進」「魅力ある都市の創造への挑戦」がある。

1992年時点での「豊中市について（「住みよいまち」以上の）確たるイメージがない」という危機意識が、後に作られるブランド戦略の、そしておそらくは「音楽あふれるまち・豊中」というイメージ形成への下地となっているであろうこと、この時点でのビジョンは、いずれかの分野を重点的に取り扱うのではなく、文化施設の整備、市民活動への支援、人材育成、都市のアイデンティティ形成、文化行政の推進体制の整理、国際交流等、多方面について同時に施策を進めようとしていたことが確認できた。

#### ○豊中市文化芸術振興条例（2006年3月31日公布、豊中市条例 第26号）

豊中市文化芸術振興条例（以下「振興条例」）は、2006年4月から施行された豊中市で文化芸術振興に関する初めての条例であり、文化芸術の振興に関する基本理念を定め、市の役割を明らかにすることを目的として策定された。

この条例が公布された背景には、2001年に国が文化芸術振興基本法を制定したことにより、市民文化の振興について更なる活性化が求められていたこと、第3次豊中市総合計画において「人と文化をはぐくむ創造性あふれるまち豊中」を実現するため、文化芸術の振興に関する条例の制定が求められていたことがある。<sup>15</sup>

条例の前書きでは、豊中においてこれまでにも様々な市民主体の文化芸術分野の活動が行われてきたこと、時代の変化によってより一層文化芸術の振興を通じた心豊かな活力ある社会を実現することが求められていることが語られる。

さらに、文化芸術振興条例によって、あらゆる人々との様々な協働により、豊中の未来をつくる文化芸術を創造し、豊中市の将来像の1つ「人と文化をはぐくむ創造性あふれるまち豊中」を実現するという決意が述べられる。

第3次総合計画では、施策を貫くしくみとして「協働とパートナーシップに基づくまちづくりをめざして」という言葉が挙げられている。「協働」という言葉は第3次総合計画で繰り返し現れるキーワードの1つだが、協働の重要性への認識は振興条例においても共通している。文化芸術を担う人材の育成、豊中の文化芸術創造のためには、市民をはじめ、芸術家、事業者、大学その他の教育機関などの様々な協働が必要であることが基本理念でも繰り返し書かれている。

---

15 豊中市文化芸術振興基本方針 p. 2

## 豊中市総合計画にみる文化芸術に関する記述の変遷

○豊中市文化芸術振興基本方針（2008年6月） 計画期間：2008年～2020年

豊中市文化芸術振興基本方針（以下、「基本方針」）は、第3次総合計画 第1章第2節③「市民文化の創造を支えるしくみづくり」に位置付けられる基本方針である。2006年の振興条例第5条に基づき、<sup>16</sup> 文化芸術の振興に関する基本的な考え方及び総合的に展開すべき施策の方向性を示すため策定された。

文化芸術振興の基本理念について、以下の5点を挙げている。

- (1)自主性及び創造性の十分な尊重
- (2)文化芸術を鑑賞、参加、創造するための環境の整備
- (3)さまざまな協働による新しい豊中の文化芸術の創造
- (4)過去からの文化芸術の継承と発展
- (5)一人ひとりの多様な文化芸術及び価値観の理解と尊重<sup>17</sup>

ビジョン（1992）で述べられていた豊中のアイデンティティについては、「(4)過去からの文化芸術の継承と発展」の中に以下のように書かれている。

本市には、現在でも古墳、町並み、伝統的な祭りなど随所に古い歴史をうかがわせる資源が存在し、かつて豊中を舞台として活躍した人びとのいぶきを感じることができます。

各地域の歴史をたどることは、他の都市とは異なる豊中の個性を考えることにもつながります。このことは未来の豊中市の魅力をつくっていくためにも役立つものです。<sup>18</sup>

豊中市の資源を活かしながら、豊中市独自の魅力を創造しアイデンティティを確立したいという意志がここにも現れている。

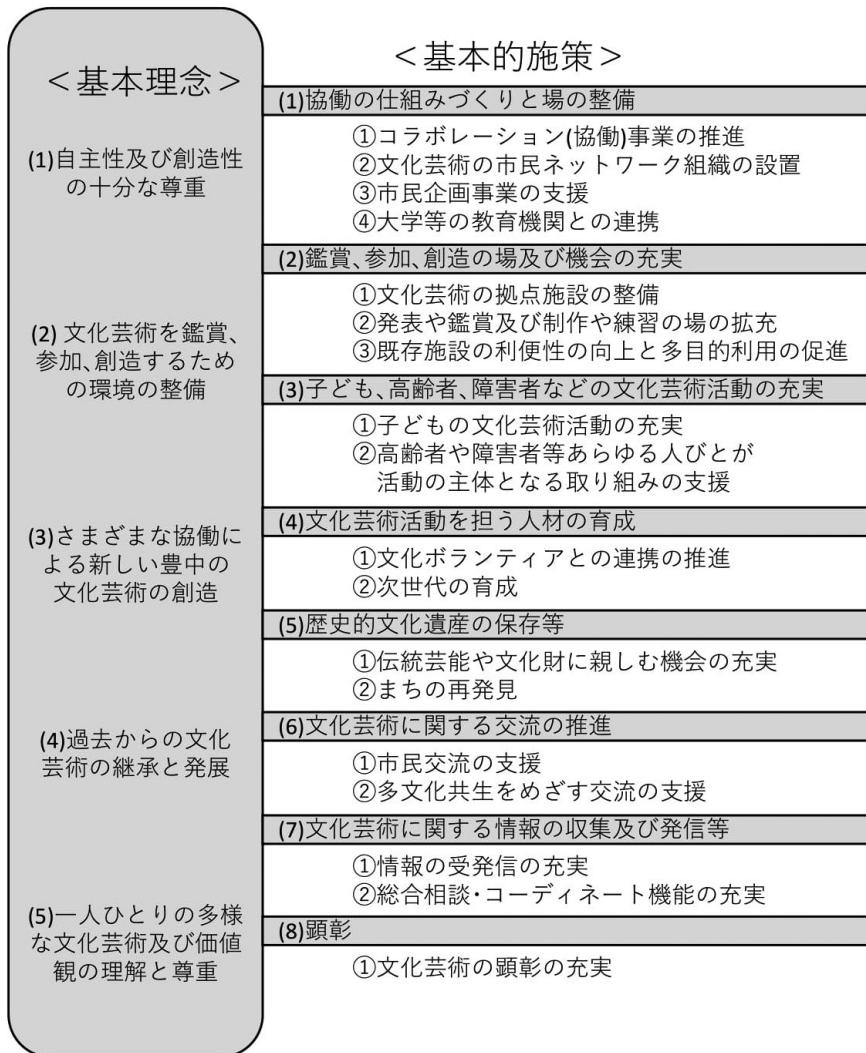
施策の体系は図6のようになっている。8つの施策のうち、1, 2, 4, 5, 7が重点的に取り組むべき項目とされた。

---

16 「市長は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。」（豊中市文化芸術振興条例第5条）

17 豊中市文化芸術振興基本方針 p. 7

18 豊中市文化芸術振興基本方針 p. 8



(豊中市文化芸術振興基本方針より筆者作成)

図6 豊中市文化芸術振興基本方針の体系

基本方針の10ページからは、上記の基本的施策について、各項目別に施策の考え方と、望ましい施策例が述べられる。

(1)「協働の仕組みづくりと場の整備」では多様な文化関係施設での市民との様々な協働、市民ネットワークの構築、大学等教育機関との連携など、様々な事業展開が具体的に記され、振興条例と同様に基本方針においても「協働」が重視されていることがわかる。また、大阪大学・大阪音楽大学との連携事業により、教育文化都市豊中ならではの文化芸術振興・発信

を目指すことが語られている。<sup>19</sup>

さらに、(5)「歴史的文化遺産の保存等」では、「まちの再発見を行うことは、新しいまちづくり、出会いやふれあい等、地域の活性化につながります。<sup>20</sup>」という記述が見られる。従来から認識されていた文化財等の資産に加え、新たな可能性も模索しながら、豊中市独自の魅力を創造することへの意識がここでも確認できる。

#### ○豊中市文化芸術推進プラン（2012年～2020年度）

豊中市文化芸術推進プラン（以下、プラン）は、基本方針に基づく取組みをさらに具体化することを目的として、2012年3月に策定された。具体的な推進プログラムは、以下の5つとなっている。

1. 文化芸術活動を担う人材の育成
2. 大学のあるまちとよなかの推進
3. 音楽あふれるまちとよなかの推進
4. 協働のしくみづくりの推進
5. 文化芸術にかかる地域資源の活用・発信<sup>21</sup>

注目すべきは豊中の魅力的な資源、推進すべき分野として「大学」「音楽」という具体的な機関・分野を挙げた2番、3番のプログラムである。これらの言葉はどのようにして生まれたのだろうか。

プランの資料編からは、プランを策定するにあたって市民へのアンケート調査、豊中市文化芸術振興審議会における議論、行政関係の種々の会議、関係者・専門家へのヒアリング等、豊中市の魅力を具体化し推進プログラムとして定めるために様々な調査や議論が行われたことが読み取れる。

例えば、2010年12月に実施された「豊中市の文化芸術に関する市民意識調査」では、豊中市民2000人、大阪音楽大学の在学生300人、大阪大学の在学生320人、豊中商工会議所に所属する企業103社を対象に、文化芸術に係る地域資源や、文化芸術に関する取り組み・意向等について調査した。<sup>22</sup> その結果、文化芸術の鑑賞意欲が高いことや、鑑賞分野としては「クラシック音楽」「ポップス」等の音楽が上位に上がったこと、活動としても音楽に関する活動を希望する人が上位を占めることがわかった。

また、豊中市文化芸術振興審議会の第3期第2回（2011年2月17日）会議録では、上記調

19 豊中市文化芸術振興基本方針 p. 10

20 豊中市文化芸術振興基本方針 p. 17

21 豊中市文化芸術振興プラン p. 10

22 豊中市文化芸術振興プラン資料編 p. 5

査に関する議論の中で「音大生はより積極的で、たとえば福祉の分野で音楽活動をしたいなど、外へ出て自分たちの力を活用したいとの意見が多かった」「音大生が持っている積極性を大学がどうサポートするのか。」など、音大生の音楽活動への積極的な姿勢が確認されている。<sup>23</sup>

さらに、2012年3月に発表された報告書「豊中市の活力・魅力づくりに関する調査研究(1)」では、このアンケート調査の結果について、「緑豊かな景観」と、「音楽を中心とした文化芸術についての身近な設備利用と交流・発表支援」が市民および大学生のニーズであるとまとめている。また、文化芸術活動参加促進に必要なものに対する回答として、空きスペースの文化活動拠点化、発表機会等支援の項目が多く選択されたことから、今後のキーワードとして、(仮称)文化芸術センターや市内外のホールに加えて、ごく身近な空きスペースや看板設備の整備・活用を挙げている。<sup>24</sup>

上記のように、プランにおいて「大学」「音楽」という具体的なキーワードを挙げる前段階には、市民へのアンケート調査をはじめとした種々の調査による豊中の既存の資源の再調査があった。また、プラン策定以前から実施されていた事業や実施主体、市民の文化芸術への鑑賞意欲の高さ、音大生の音楽活動への積極的な姿勢等を捉え直し、豊中市の魅力を創造する核として改めて位置付け、推進プログラムとした過程があった。

### ○豊中市文化芸術推進プラン改訂版

豊中市文化芸術推進プランは、2018年3月に改訂された(以下、「改訂プラン」)。改訂プランは、第4次総合計画の「市民文化の創造」に向けた施策等の推進を通じて、多様な文化芸術の振興、文化芸術がもつ可能性を活かしたまちづくりの推進に向けた取り組みを進めるとしている。

推進プログラムは、プラン(2012)の構成を基本的に維持するとしつつも、「2. 大学のあるまち豊中の推進」と「4. 協働の仕組みづくりの推進」を統合する、文化芸術による社会的包摂、地域活性化等の取り組みを目指す項目を新たに取り入れるなどの修正が行われた結果、以下の5つに新たに設定された。

#### 推進プログラム

1. 文化芸術活動を担う人材の育成
2. 多様な主体との連携による文化芸術活動の推進
3. 音楽あふれるまちづくりの推進
4. 文化芸術の力を活かしたまちづくりの推進
5. 地域資源の活用・発信等と文化芸術活動に係る環境の充実<sup>25</sup>

23 ここで言う「音大生」とは「大阪音楽大学の学生」を指す。豊中市文化芸術振興審議会 第3期第2回会議録 p. 3-5

24 とよなか都市創造研究所 研究報告書(2012) p. 22-24

25 豊中市文化芸術推進プラン改訂版 p. 8

「音楽あふれるまちづくり」は、ここでも変更なく推進プログラムに数えられている。プラン（2012）が発表されてから改訂までの取組みについて、豊中市文化芸術振興審議会の会議録では、「豊中市は大阪大学や大阪音楽大学と連携し、まちなかで音楽イベントを開催するなど成果を挙げているように見える。<sup>26</sup>」という、これまでの施策を評価する声や、「「音楽あふれるまち」の取り組みについて、少しクラシックに偏重しているように感じる。ジャズやポピュラーなども含めた幅広いジャンルであるべきだと思う。（中略）音楽はクラシックだけではない。<sup>27</sup>」という、音楽のジャンルの偏りを指摘する声が見られる。

また、改訂プラン資料編に掲載された「豊中市文化芸術推進プランの見直しに係るアンケート調査結果<sup>28</sup>」では、音楽に関するアンケート設問において、クラシック音楽の鑑賞は豊中市内と大阪市内で同程度に行われているのに対し、ポップス音楽については大阪市での鑑賞との差が大幅に開いていることから、クラシックに偏らない多様なジャンルでの事業展開が必要であると指摘した。

上記のような意識から、「音楽あふれるまちづくり」という言葉は同様だが、今後は音楽のジャンルや開催形式について、より多様な施策を検討するであろうことが推測される。

その一方で、今後について、「文化芸術創造都市間等の連携を充実させ、音楽にとどまらない、豊中ならではの取組みの展開<sup>29</sup>」が挙げられている。音楽以外の分野での基軸を確立するために、美術、演劇、パフォーミングアーツ等の多彩な事業を市内各所で実施するとして、音楽を豊中の文化の特色に置きつつ、音楽以外の特色を創造しようとする意図があるよう見える。

## ○小括

1992年に豊中市文化芸術振興ビジョンが発表されてから、文化芸術振興条例、基本方針、文化芸術推進プランが策定されていく中で、施策の内容はより具体的になり、豊中市の資源を活かした特徴的なまちづくりの一環として「大学のあるまち」「音楽あふれるまち」という豊中市ならではのコンセプトが生み出された。

改訂プランにおいて、「大学」という言葉はより広がりのある「多様な主体」と置き換えられたが、音楽以外の文化芸術分野の振興の必要性も指摘されつつ、「音楽あふれるまちづくり」という施策は残っている。

2021年度から、豊中市では計画の満期を迎える文化芸術振興基本方針、改訂プランに変わり、新たな文化芸術振興に関する方針・プラン等の元で文化芸術の振興が進められることが予想される。これまでの活動についてどのように評価がなされ、また新たな方向性として

26 豊中市文化芸術振興審議会 第6期第1回会議録 p. 4

27 豊中市文化芸術振興審議会 第6期第2回会議録 p. 9

28 豊中市文化芸術推進プラン改訂版 p. 23-27

29 豊中市文化芸術推進プラン改訂版 p. 4

どのような言葉が打ち出されていくのか、「音楽あふれるまち」という豊中の魅力が今後どのように位置づけられるのか、引き続き注目したい。<sup>30</sup>

### 第3章 「音楽あふれるまち豊中」の活動と行政による評価

豊中市では、2000年度から事務事業評価<sup>31</sup>を導入し、市の行う事務事業の評価を実施してきた。2007年度に策定された豊中市自治基本条例では、第20条において行政評価を取り上げ、「主要な施策の効果を自ら評価し、その結果を当該施策に適切に反映させなければならない」とした。<sup>32</sup>

2011年度に、総合計画の政策・施策を評価する政策評価と合わせ、新たな行政評価の構築が行われた。その結果、2012年度～2018年度にかけて、総合計画の政策・施策を評価する「政策評価」および個別の事務事業を評価する「事務事業評価」からなる行政評価が実施された。2018年に、第3次総合計画を前倒しで廃止し第4次総合計画が開始されたことで、行政評価も2019年度より一新された。

本章では、「音楽あふれるまち豊中」という言葉が現れた2012年度以降の行政評価から、音楽のまちづくりについて行政自身がどのように評価してきたのか確認し、今後の豊中市における音楽に関する施策のあり方について考察する。

#### 1. 2013年度（2012年度実施分）～2018年度（2017年度実施分）の行政評価

豊中市の行政評価は、2012年（2011年度実施分）から、第3次豊中市総合計画後期基本計画の着実な進行を図ることを目的として実施されている。

政策評価の対象は後期基本計画に示される全66施策であり、「めざすべきすがた」に対してどれだけ近付いたかを図る指標の数値をもとに、施策の進捗状況についてA B C Dの4段階で評価している。

「音楽あふれるまち豊中」を含む施策は「市民文化の創造を支えるしくみづくり」で、2013年～2019年にかけて全ての年でA評価となっている。<sup>33</sup>

「市民文化の創造を支えるしくみづくり」施策のめざすべきすがたは、「だれもが文化や

30 本論の校正段階で、2021年度～2027年度を計画期間とする文化芸術振興推進計画が発表された。「IV 具体的な推進プログラム」の中には「音楽あふれるまちづくりの推進」の文言が見え、今後も音楽に関する施策が展開されることが予想される。具体的な施策の内容や、これまでの諸計画との差異等の詳細な検討については今後の課題とする。

31 前年度に実施した事務事業を対象に、担当課において手段や資源配分等の観点から事務事業を振りかえり、その後の業務に反映していくしくみ。（豊中市ウェブサイトより）  
[https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/gyousei\\_hyouka/jimujigyouhyouka.html](https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/gyousei_hyouka/jimujigyouhyouka.html)

32 豊中市自治基本条例 第20条  
「市は、主要な施策の効果を自ら評価し、その結果を当該施策に適切に反映させなければならない。この場合において、施策の効果は、当該施策の特性に応じた合理的な手法を用い、できる限り定量的に把握しなければならない。」

33 全66施策のうち、A評価の割合は2013年度21.2%，2014年度28.8%，2015年度25.8%，2016年度31.8%，2017年度34.8%，2018年度42.8%となっている。

芸術にふれ、創造し、発表できる環境があり、市民の心の豊かさや生きがいにつながっています。」とある。この目標を達成するための指標に、音楽に関する事業は入っていない。しかしながら、めざすべき姿と現状の差（問題）については、修飾表現等に多少の変化はあるが、2012年度から2018年度まで一貫して市民、事業者、大学等の教育機関との連携を深め、「音楽あふれるまち」を市の魅力として、市内外に発信する必要があると述べている。

施策シートの後に【参考】として掲載される「この施策実現のための主な事業」には、2014年から音楽に関する事業名が現れる。具体的な事業名として市民ロビー ゆうゆうコンサート（2014～2018）、市民が創るJazz音楽祭（2014～2017）、豊中まちなかクラシック（2015～2018）、高校生軽音楽フェスティバル（2015～2018）、音楽あふれるまち推進事業（2015～2018）が挙げられ、クラシック、ジャズ、軽音楽など多彩なジャンルの音楽イベントが開催されていること、また演奏者としても大阪音楽大学の学生、市民、日本センチュリー交響楽団、高校生など、豊中市の多様な関係者が参画していることがわかる。

2013年度～2018年度にかけての行政評価では、問題意識や今後の方針として「音楽あふれるまち」をより一層発信することを挙げながら、評価指標にこれらの音楽事業が直接反映されるような指標が設けられていなかった。「音楽あふれるまち」を市内外に発信するための種々の事業を創造・展開しながら、これらの事業による成果をどのように評価し、施策実現の道のりにどのように位置付けるかということに関して、模索する期間だったと捉えることができる。

## 2. 2019年度（2018年度実施分）～2020年度（2019年度実施分）の行政評価

2018年度に第4次豊中市総合計画が策定されたことに伴い、行政評価の対象は第4次総合計画前期基本計画の17の施策に加え、施策に設定されている51の「施策の方向性」とされた。また、評価はABCの3段階に変更された。

2018年度、2019年度の評価は2年連続でB評価（目標達成に向け概ね順調に進んでいるが、実施方法など一部取組みを見直す）となっている。その理由として、両年とも「市民が文化芸術に親しむ機会は充実しているものの、今後さらなる充実の必要があるため（豊中市政策評価2019、28）」としている。

「施策の方向性」シートでは、施策への影響度の大きかった音楽に関する事業として、とよなか音楽月間事業、市民ホール指定管理者事業が2年共に挙げられている。また、指標としては、とよなか音楽月間の参加人数が設定された。

今後の方向性として、既存事業以外でも文化芸術振興に努めるとするところから、今後も文化芸術に関する事業は増加するのではないかと考えられる。一方で、既に「市民が文化芸術に親しむ機会は充実している」という評価もあり、単に来場者数や事業数を増やし定量的な評価基準を満たすような展開は飽和しているともいえる。今後は、「音楽あふれるまち」

をどのように届けるか」など、発信の方法についての検討や、「音楽あふれるまち」事業がどのような変化をまちにもたらしたか」等、定性的な観点から施策を評価する方法について検討し、さらなる文化芸術振興推進を図ることが必要になるだろう。

## 第4章 終わりに

本論では、「音楽のまち」のなりたちを紐解くための一つの試みとして、大阪府豊中市の総合計画の中で文化に関する記述がどのように変遷してきたのか、またそれに付随して文化芸術に関する条例・方針等がどのように策定され、具体的施策として何が行われてきたのか整理し、「音楽あふれるまち豊中」という言葉が現れるまでの道のりを明らかにすることを試みた。

1979年の総合計画で初めて「豊中文化」という言葉が出現してから、豊中市では「豊中独自の文化とは何か」という問い合わせに対して、文化施設の整備、地域の歴史的な資源の整理、様々な協働の仕組みの整備等を通じて市民文化創造の土壤を育みながら検討してきた。

2012年に発表された豊中市文化芸術振興プランを策定するための事前調査では、市民へのアンケート、有識者へのヒアリング、文化芸術振興審議会での議論等から、市民の文化芸術鑑賞、中でもクラシック音楽・ポップス音楽鑑賞への意欲の高さや、大阪音楽大学の学生の音楽活動への積極性などの特徴が豊中市の魅力として「再発見」された。さらに、第3次総合計画のキーワードである「協働」の取組みで生まれた大阪音楽大学・大阪大学との連携は、それ自体が「大学のあるまち」という豊中市独自の特徴として認識されるようになった。

このような種々の調査や取り組みを通じて模索してきた「豊中独自の魅力とは何か」、「豊中市の魅力をいかにして創造するか」という問い合わせに対する答えの1つが、豊中市文化芸術振興プランにおいて「音楽あふれるまち豊中」として結実した。

地方自治体が「音楽のまち」を名乗る根拠は、著名な音楽家の出身地であること、音楽に関する建造物を有していること、音楽に関わるまちの歴史があることなど多岐に渡る。豊中市は、音楽に関する人・施設・市民の意欲等の資源を再発見した後、その存在のみを理由に「音楽のまち」と名乗ることはしなかった。とよなか音楽月間、豊中まちなかクラシックなど、音楽に関する新たな取り組みを開始するとともに、既存の事業を「音楽あふれるまち豊中」を盛り上げるイベントとして再定義し、文化芸術によるまちづくりを推進するための文化芸術振興プランを整備すること等を通じて、音楽をキーワードとした体系だった文化政策を展開した。このような姿勢により、豊中市の「音楽のまち」政策は文化庁長官表彰「文化芸術創造都市」に象徴されるような高い評価を受けるものとなった。

もちろん、「音楽のまちづくり」が実践されるためには、行政が体制を整えるだけでは不十分であり、豊中市自身が繰り返し指摘するように、様々なステークホルダーとの協働・連

携が不可欠である。その中には音楽を演奏する者、事業の企画者、音楽を聞く者など、様々な形で音楽と関わる人が含まれる。

今回は「音楽あふれるまち豊中」で実際にどのような事業が行われているのかということや、企画者・演奏者・聴衆等様々な形で施策に触れる関係者について詳述するまで調査が及ばなかった。豊中市の「音楽のまち」政策が多様なステークホルダーにどのように受け止められ、「音楽のまち」をつくる「人」の間で何が起こっているのかについて検討を進めるこことは、今後の課題としたい。

## 参考文献

- ・青木かな子 2017 「「音楽のまち・かわさき」の現状と課題—行政・財団・市民—」 静岡文化芸術大学大学院文化政策研究科 平成29年度修士論文。
- ・大床太郎 2012 「豊中市の活力・魅力づくりに関する調査研究（1）」、とよなか都市創造研究所。
- ・片山泰輔、小岩信治、立入正之 他 2010 「浜松市における創造都市形成への取組」、pp. 109-115 静岡文化芸術大学研究紀要。
- ・金井利之 2017 『実践自治体行政学』 第3版、第一法規株式会社。
- ・神原勝・大矢野修 2015 『総合計画の理論と実践 行財政縮小時代の自治体戦略』 公人の友社。
- ・熊本伸介 2013 「豊中市の活力・魅力づくりに関する調査研究（2）」、とよなか都市創造研究所。
- ・熊本伸介 2014 「豊中市の活力・魅力づくりに関する調査研究（3）」、とよなか都市創造研究所。
- ・高木恒一 2017 「浜松市における「音楽のまちづくり」の展開」、pp. 13-23 グローバル都市研究（10）。
- ・玉村雅敏 2014 『総合計画の新潮流—自治体経営を支えるトータル・システムの構築—』 公人の友社。
- ・豊中市 1969 『豊中市総合計画』
- ・豊中市 1979 『豊中市総合計画』
- ・豊中市 1986 『新豊中市総合計画』
- ・豊中市 1992 『豊中市文化振興ビジョン』
- ・豊中市 2001 『第3次豊中市総合計画』
- ・豊中市 2018 『第4次豊中市総合計画』

## ウェブサイト

- ・ 豊中市文化芸術振興条例（2021 年 4 月 9 日確認）  
[https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jinken\\_gakushu/bunka/culture\\_plan/jyourei.files/h18\\_03\\_jourei.pdf](https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jinken_gakushu/bunka/culture_plan/jyourei.files/h18_03_jourei.pdf)
- ・ 豊中市文化芸術振興基本方針（2021 年 4 月 9 日確認）  
[https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jinken\\_gakushu/bunka/culture\\_plan/kihon\\_houshin.html](https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jinken_gakushu/bunka/culture_plan/kihon_houshin.html)
- ・ 豊中市文化芸術振興プラン（2021 年 4 月 9 日確認）  
[https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jinken\\_gakushu/bunka/culture\\_plan/pran.files/bunkasuisin.pdf](https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jinken_gakushu/bunka/culture_plan/pran.files/bunkasuisin.pdf)
- ・ 豊中市文化芸術推進プラン（改訂版）（2021 年 4 月 9 日確認）  
[https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jinken\\_gakushu/bunka/culture\\_plan/pran.files/plan\\_kaiteiban.pdf](https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jinken_gakushu/bunka/culture_plan/pran.files/plan_kaiteiban.pdf)
- ・ 豊中市文化芸術推進基本計画（2021 年 6 月 25 日確認）  
[https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jinken\\_gakushu/bunka/culture\\_plan/bunkakeikaku.html](https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jinken_gakushu/bunka/culture_plan/bunkakeikaku.html)
- ・ 豊中市文化芸術振興審議会 会議録（2021 年 4 月 9 日確認）  
<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/shingikai/fuzokukikan/soshikibetsu/tosikaturyoku/bunkageijutsu/geijutsu/index.html>
- ・ 豊中市行政評価 政策評価（2021 年 4 月 9 日確認）  
[https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/gyousei\\_hyouka/index.html](https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/gyousei_hyouka/index.html)
- ・ 豊中市自治基本条例（2021 年 4 月 9 日確認）  
<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/jichi/index.html>
- ・ 豊中の歴史とあゆみ（2021 年 4 月 9 日確認）  
<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/shoukai/history/history.html#cmsDF4A0>
- ・ 文化庁「地方における文化行政の状況について」（2021 年 6 月 25 日確認）  
[https://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/chiho\\_bunkagyosei/index.html](https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chiho_bunkagyosei/index.html)
- ・ 文化庁「文化庁長官表彰（平成 19 年度～）」（2021 年 6 月 25 日確認）  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/chiho/creative\\_city/chokan\\_hyoshoh.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/chiho/creative_city/chokan_hyoshoh.html)

## Changes in the description about culture and arts in Comprehensive Plan at Toyonaka City

HIGO Konomi

The city of Toyonaka, which is located in the northern part of Osaka Prefecture, has a population of approximately 400,000 and was developed early as a suburban residential area along the Hankyu Railway line. The city enjoyed the status of a residential area even before World War II, and its image as “lush” and “easy to live in” has been well established.

In recent years, Toyonaka City has been making efforts to develop the city through the slogan “Toyonaka, a city full of music.” Two music groups—the Osaka College of Music and Japan Century Symphony Orchestra—are based in the city and conduct various activities. Further, during the fall every year, various musical events are held as part of the “Toyonaka Music Month.”

In 2016, Toyonaka became the first city in the Prefecture to receive the Agency for Cultural Affairs Award in the category of “Creative City of Culture and Arts” in recognition of the series of cultural and artistic activities it conducted highlighting local characteristics.

This study examines Toyonaka as a “City of Music” and summarizes how the description of culture has changed under the city’s comprehensive plan and how ordinances and policies related to culture and arts have been formulated accordingly. In addition, the study will examine how Toyonaka itself evaluates a series of music-related measures based on the administrative evaluation that began in 2012.